

第4章 調査の総括と課題

第1節 発掘調査等で得られた事実関係の整理

2020年度（令和2）から2023年度（令和5）まで諫早市が実施した保存目的の発掘調査等の詳細について第2章及び第3章で報告したが、本節ではその成果を整理し、調査により得られた事実関係を要約する。

今回の調査対象は潜伏キリシタンに関する遺跡4箇所、潜伏キリシタンの弾圧が行われた江戸時代初頭の8箇所の墓所を特定するための踏査対象は11箇所、花十字紋瓦や伝西川内マリア観音像等のキリシタン関連遺物等は5件である。

「ジブの墓」は潜伏キリシタンの伝承を持つ自然石立碑の江戸時代の塚で、保存目的の発掘調査を行ったところ、墓碑の地下に墓坑があることが確認できた。さらに、多久市が所蔵する江戸時代初頭の佐賀藩のキリシタン弾圧の文献に記載された有喜村の宿主治部左衛門等に関する処罰記録にある人名と伝承名が一致し、考古学と文献学の両分野において、潜伏キリシタンに関する伝承が伝えられ現地に遺跡として遺されていることが確認できた。

「ビッチの墓」は潜伏キリシタンの伝承を持つ自然石立碑の江戸時代の塚であり、保存目的の発掘調査により墓碑の地下に墓坑があることが確認できた。

「山川内遺跡」は中世期の石塔が散布する遺物包蔵地で、地形測量及び石塔分布と数量把握を行い、紀年銘の確認はできなかったが「道佛禪門」の銘がある宝篋印塔の基礎、伝承で「ブッセキ」「ブッセキチ」と呼ばれることが確認できた。そして、山川内遺跡に散布する石塔群は伊木力川流域を代表する室町時代から江戸時代初頭の墓所であることが判明した。これらの成果から、山川内遺跡は『長墓改覚』記載の「佛石墓所」に該当する可能性が極めて高いことが指摘できた。

「千々石ミゲル墓所推定地」は、1633年（寛永9）の紀年銘を持つ自然石の墓碑と地下に墓坑を有する江戸時代前半の墓地であり、その範囲や内容についての調査を行った。その結果、墓碑の北側に新たに二つの墓坑（3号墓・4号墓）を確認し、第4次調査で確認された整地層に類似する土層の分布範囲を確認した。また、3号墓と4号墓の礫直上に供えられた出土品（土師器小皿）の時代性は、4号墓坑覆土に含まれる陶磁器片の年代から18世紀前半以降の時期を示すことが判明した。これら遺構と遺物の様相から、石碑と1号墓と2号墓に埋葬された人物とは強い関連性を持っており、3号墓と4号墓は100年余りの時間差を有することが確認できた。また、3号墓脇には明治期に墓じまいを行った痕跡が確認され、墓所としての利用は長期間であるが、埋葬された人数は極めて少数であることが判明した。

「伊木力墓所群」の11箇所は踏査による現地観察と採集品の時代性から江戸時代から現在まで連綿と利用されている墓所であることが確認できた。また、墓所名と字名の分布、現地に残された自然石墓碑の状況、採集品の時代性を総合的に判断し、11箇所のうち3箇所（梅木地・田所・穂木宇都）が江戸時代初頭の記録である『長墓改覚』に記載された伊木力・佐瀬地域の墓所である「志げ尾」「くぼ」「なりやうづ」に該当し、山川内遺跡・千々石ミゲル墓所推定地は「佛石」に該当すると判断できた。また、「なりやうづ」は、

現在利用されている墓所に隣接する場所に江戸時代から利用されていた墓所が良好な状態で残存していることが確認できた。

「伝西川内マリア観音像」は、多良見町西川内に伝わる中国製磁器で、長崎奉行所に保管されていたと伝わる類例との比較、黒い付着物質は煤である可能性が高いことから、潜伏キリシタンに関連する伝世品となる可能性があることを指摘できた。

「花十字紋瓦」は諫早市の中心、本明川河口近くにある西郷氏の居城である高城跡で2点採集されており、キリシタン関連の遺物を出土する中世山城としての位置づけができ、さらに鰐瓦や軒丸及び軒平瓦などの存在から瓦屋根を持った大型の木造建造物や塀がある山城であったことが確認できた。

「西小路町墓碑」は神社形式の石祠の扉を加工し再利用した墓碑であり、十字架のように見える模様は、扉の縦格子の一部分であることを確認できた。

「山川内遺跡隣接墓碑」は、右が女性、左が男性という戒名の配置が「千々石ミゲルの墓」と思われる石碑」と共通することが確認できた。

伝「円通寺跡」石塔群については、紀年銘を含む石塔群の実測作業を行い、具体的な時代性と図面等の基礎的情報を明らかにした。そのことから山川内遺跡に散布する石塔類の時代性を類推することができた。

第2節 肥前国彼杵郡・高来郡での歴史的評価

第1章で紹介したが、鎌倉時代から江戸時代にかけて、伊木力地域を含む多良見地域とそれ以東の諫早市域は彼杵郡と高来郡、大村藩と佐賀藩及び天領という複数の領域にまたがる交通の要衝であることが歴史文化の特徴の一つである。今回のキリシタン関連遺跡等の分布もその特徴を反映しており、それぞれの地域における遺跡の様相は異なることが判明した。

「ジブの墓」「伊木力墓所群」は、1613年（慶長18）年の禁教令以降の諫早地域の佐賀藩と大村藩とでそれぞれ実施された政策を具体的に知ることができる遺跡である。「ジブの墓」は佐賀藩における様相、「伊木力墓所群」は大村藩における調査成果である。また、それらは、考古学的な分析の他に、それぞれの地域の古文書との比較検討により得られたことも特筆すべきである。

「高城跡」「伝円通寺の石塔群」の調査成果は、禁教令以前の彼杵郡の一部と、高来郡の室町時代から戦国時代までの戦闘と信仰の様相を、具体的に伝える考古資料である。

また、これまでキリシタン関連遺跡等の存在について、周辺の歴史文化の様相と比較し、諫早地域にはその分布は希薄ではないかという消極的な評価があった。しかし、今回の調査において大村藩域のみならず、諫早領域の高城跡の花十字紋瓦、橘湾沿岸の潜伏キリシタン伝承地を確認できたことは大きな発見であった。

伊木力・佐瀬地域の3箇所の墓所は、『長墓改覚』に記載された墓所と一致する可能性が指摘でき、その弾圧を逃れるようにして存在する自然石を伏石の上や伏石の奥に石碑を建てる形式の墓制の存在を記録した。同様な事例は、『長墓改覚』の記録で最も多い数の墓数を記録する長与地域にも見られ、大村湾沿岸の潜伏キリシタンの墓制に共通する特徴であることが伊木力地域でも確認された。

「ジブの墓」は、有喜の早見地域に伝わる潜伏キリシタンの伝承を持つ墓で、そのすぐ南にあった「メットイ坂」という地名は、「召し取り」というキリシタン宗徒と関連する人物達の捕縛を連想させる伝承名である。さらに、それらの伝承内容や地名については、佐賀県多久市所蔵の鍋島勝茂の書状を収めた江戸時代初頭の古文書の記載内容と強く関連するものであることが明らかになった。禁教令後に佐賀藩が実施したキリシタンの取締り政策の具体的事例について、考古学・民俗学・歴史学の三方からアプローチした成果である。

千々石ミゲル墓所推定地では、千々石玄蕃の建立した墓碑（千々石ミゲルの墓と思われる石碑）とその下にある二つの墓坑、そしてそれらの北側に新たに二つの墓坑を確認した。また、石塔が建立された当初の造成範囲や段造成の様相、そして明治期に行われた墓じまいの痕跡を確認した。千々石玄蕃の父親は千々石直員の子息で、千々石ミゲルとして天正遣欧使節の一人に選定され渡欧し、帰国後に千々石清左衛門と改名した人物であることが明らかにされている。千々石ミゲル墓所推定地は、日本の歴史上に登場する人物の終焉の地となる可能性が非常に高い江戸時代の墓地遺跡であり、これまで実施された第1次から第4次までの調査成果を今回の調査（第5次）において、追認できたことは諫早の歴史文化にとって大変意義深い発見である。

また、『長墓改覚』のような弾圧が行われたにもかかわらず、千々石ミゲル墓所推定地はその時には掘り返されずに現在まで良好に地下構造が遺っていることは特筆すべき成果である。「墓改」による掘り返しの対象とならなかった点と石碑銘文から、埋葬された人物は仏教徒として葬られたことが確実である。100年以上時間が経過した後に埋葬された3号墓と4号墓の被葬者は、上面で検出された土師器小皿、墓坑の平面形態と規模からいわゆる座棺（棺桶）による埋葬が想定され、それらは仏教的埋葬が行われたという考古学的特徴を持っている。それに対し、1号墓及び2号墓の上面には土師器小皿などが供獻された痕跡が無い点、棺が縦長で側臥屈肢という共通した埋葬が行われている点、1号墓の女性人骨にはキリシタン関連の信仰具が副葬される点、その3点が1号墓と2号墓の考古学的特徴である。このため1号墓と2号墓に埋葬された人物は3号墓と4号墓の埋葬方法とは明らかに異なるため、仏教的な埋葬が行われたという考古学的特徴を持たない。特に1号墓の女性はキリシタンとしての信仰を維持したままの埋葬である可能性は非常に高い。2号墓の男性は副葬品が確認できないがキリシタンとしての信仰を維持したまま埋葬された可能性は否定できないが、埋葬された個人の信仰を確定するには同時期の良好な埋葬事例による比較検討が必要である。

高城跡における花十字紋の軒丸瓦2点目の採集事例は、存在した建物の屋根に軒丸瓦として葺かれていたことが想定され、西郷氏から龍造寺氏へ勢力が交代する時期であり、当地域の戦国時代を語る上では欠かせない歴史的な発見となった。同時に採集された陶磁器類や瓦の存在は、これまで不明確であった高城跡の時代性や建物の存在を明らかにことができ、諫早を代表する戦国時代の山城の重要な考古資料の発見となった。今回の高城跡の調査成果を概観すると、諫早西郷氏はキリシタンを嫌っていたという外国宣教師の評価にもかかわらず、高城に花十字紋瓦を葺く建物が想定できる様子を見ると、キリシタン

大名の有馬氏と親戚関係であることから、容認していた部分もあったのではないかという、戦国時代における、諫早の領主像を改める必要を指摘できる発見であった。

第3節 今回の調査における課題

1 基本方針からみた今回の調査の課題

キリストン関連遺跡等調査指導委員会で決定した調査の基本方針①～④と照らし合わせて、今回の調査における課題を整理する。

基本方針①：諫早市内全域を調査対象とする。

有明海沿岸における様相がはっきり把握できなかった点は課題である。また、橋湾沿岸においては、第3章第7節で紹介したが古文書では飯盛町田結におけるキリストン信徒火あぶりの記事があるが、その痕跡や伝承等を調査していない。

基本方針②：遺跡及び出土品、伝承地及び伝世品を対象とする。

基本方針③：時代性は、主に江戸時代とする。

既知の遺跡、伝承地等については当初の計画に従い調査し、本章の第1節及び第2節のように成果があった。特にジブの墓においては同時代の文字資料との比較によって、キリストン伝承を遺跡と文字資料の両面から証明できたことは大変大きな成果であった。

また、天正遣欧使節団の一人である千々石ミゲルの墓地の推定地に関する調査で、墓地の平面的な範囲の確認と墓地の使用の様相を復元できたことは大きな成果であった。

基本方針④：考古学、民俗学、歴史地理学は現地調査、歴史学は関連文書の収集と一覧表作成

民俗学的な調査が不十分であったことが課題である。また、歴史学の関連文書については、収集が不十分で一覧表作成まで至らなかったことが課題である。そして、古文書に掲載された佐賀藩による禁教政策の具体的な記録の調査が必要で、佐賀藩の様相の中でも諫早領内における調査が今後の課題である。

2 個別の調査における課題

多良見地域の西川内に伝わる伝マリア観音像については、類例について現物確認などの調査を行っていない。今後、類例について同じ方法で付着する煤がどのような物質であるのかを確認することは、具体的な信仰の様相を明らかにする一つの手段となろう。

キリストン関連遺跡については、その保存について課題がある。ジブの墓は現在、周辺が圃場整備によりかつて島原街道沿いにあったというロケーションが大きく改変されている。伝承と文献とが一致する学術的に非常に良好な事例として、調査結果の周知と今後の保存のためにも説明板や案内板などの整備をおこない、潜伏キリストン遺跡として保存し、広く活用していくことが肝要である。また、ジブの墓はキリストンの拷問や処刑が行われた雲仙岳が橋湾を挟んで目の前に遠望でき、世界遺産の存在する天草も望むことができる。このため、ジブの墓については周辺の市と連携した史跡の周知・活用についても検討が可能であろう。

ビッチの墓は周辺の墓碑の銘文調査を行っていないため、時代性が不明な部分が多い。墓地の改修などにより江戸時代から存在する墓石や自然石立碑に対しての改変が行われる前に写真や測量による記録保存を行うことが必要である。

伊木力・佐瀬地域の墓所（伊木力墓所群）は、現在も墓地として利用されていることもあります、遺跡として遺すということは非常にハードルが高い。2014年（平成26）報告と今回成果を比べると10年の年月により、かつての様相が失われた墓所は数多い。このため、写真撮影や3D測量などによって現状を記録することが最善の策で、この記録調査には民俗学的な方法と分析が必要である。

そのような中でも山川内遺跡と千々石ミケル墓所推定地は現在、墓所として利用されておらず、周辺一帯を潜伏キリシタンとその時代の歴史を伝える遺跡として保存・周知することが検討できる。幸い地元には毎年、墓碑に刻まれた千々石清左衛門（千々石ミケル）の命日に慰靈祭を行う有志の市民団体も健在で、遺跡の保存と活用による地域活性化が期待できる。遣欧使節団の一員であったコンスタンティノ・ドラードと共に諫早特有の歴史として未来を担う若い世代に周知していくことも必要である。

同じく、墓所でもすでに利用されていない忘れられた江戸時代の墓所があり、「穂木宇都墓所」は『長墓改覚』記載の「なりやうづ」であることが確認できた。「穂木宇都墓所」は潜伏キリシタンの存在とその弾圧の歴史を伝える遺跡として保存していくことが検討できる。この墓所については、自然石が墓碑として整然と遺っており、複数個所に墓坑痕跡があり、地上における観察だけでも、地下遺構は良好に残存するものと想定でき、地形測量や保存目的の発掘調査を行うなどして残存状況を把握することができる良好な遺跡である。

高城跡は採集品により瓦葺の建物が存在したこと想定され、発掘調査を行い建物の痕跡を確認し、より具体的に戦国時代の諫早の中心にある山城の様相を明らかにできる見込みが確認できた。さらに軒丸瓦の紋様には花十字紋を採用したものが2点採集された。また、西郷氏と龍造寺氏の戦いの記録である『西郷記』にあるように高城は樹木が伐採され堀や土塁が築かれた山城であったという文献の記録も存在する。明治期には公園化され地形に変更があったが、国指定天然記念物である「諫早市城山暖地性樹叢」に1951年（昭和26）に指定され、幸いにそれ以降、大きな地形の改変は加えられていない。また、市所有であるため開発による現状変更は少なく、今後も遺跡として良好に保存される見込みが十分ある。しかし、具体的な発掘調査は行われていないため、山城としての歴史的な存在意義について不明な点が多い。特に山城の特徴を示す土塁や堀は、頂上から裾まで大きなものから小さなものまで残存する。それらの地上で確認できる遺構を現状で地形測量するなどして把握することだけでも、この地域の歴史を大きく物語る成果が得られるものと思われる。採集品は13世紀代の鎌倉時代後半から江戸時代までさまざまなものがあり、良好な遺構・遺物の残存する可能性が高く、3点目の花十字紋瓦の出土も想定できる。

今後、高城跡の普遍的な価値を探るために発掘調査を含めた総合的な学術調査を行う必要がある。さらに、諫早市域に50箇所存在する山城跡の悉皆調査を行い、高城跡の相対的な位置づけを行う必要がある。

第4節 諫早市キリシタン関連遺跡等調査の総括

最後に、調査の総括を行い、調査報告書を締めくくる。1549年（天文18）にキリスト教が鹿児島に伝来し、その後、日本に浸透し、大村、大友、有馬の3氏のようないわゆるキ

リシタン大名と呼ばれる支配者層が出現する。その後、豊臣秀吉が1587年（天正15）に伴天連追放令を出し、1591年（慶長元）には宣教師と信者の26名が長崎で処刑される。その跡地は、日本二十六聖人殉教地という名称で長崎県史跡として1956年（昭和31）に指定されている。その後、徳川家康が1612年（慶長17）に長崎を直轄領とし、翌年1613年（慶長18）に全国に禁教令を布告した。1637年（寛永14）～1638年（寛永15）に島原の乱が起き、その後、絵踏・禁書・宗門改め・寺請制度による弾圧が行われた。天正遣欧使節は1582年（天正10）に派遣され、1590年（天正18）に帰国した。

今回の調査では、ジブの墓、伊木力墓所群の内2箇所（志げ尾墓所：梅木地墓地、なりやうづ墓所：穂木宇都墓地）、山川内遺跡（佛石墓所）、千々石ミゲル墓所推定地が禁教期に関する遺跡であると確定できた。いずれも1613年（慶長18）の禁教令以降の遺跡であるが、ジブの墓は佐賀藩（諫早領）による禁教政策、伊木力・佐瀬墓所及び山川内遺跡は大村藩による禁教政策の痕跡であり、九州北西部における江戸時代の禁教関連の墓地遺跡である。

千々石ミゲル墓所推定地は、キリスト教の布教時に天正遣欧使節の一人として生き、禁教令後にはその弾圧の様子を見てきた歴史上の人物の終焉の地で、江戸時代を通じて現在まで関係者により顕彰・保存されてきた墓地遺跡である。

これらの遺跡は、地域の歴史を語る上で欠くことができないものであり、適切な保護を図り、地域の歴史を学ぶ際に学校や生涯学習の場で活用され、未来を担う若い世代に継承されるべき諫早の歴史文化の資産である。